

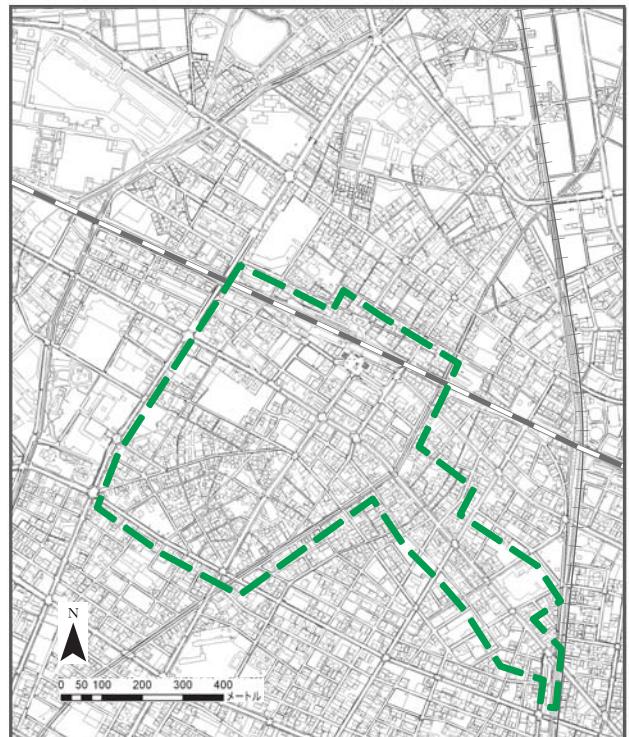
1 はじめに

これまでの中心市街地での取り組み

- 本市では、平成12年に旧中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画を策定し、中心市街地を対象として様々な活性化施策を実施してきました。
- しかし、本市においても、全国的な状況と同様に、商業販売額の減少や病院の郊外移転等が発生しており、中心市街地活性化基本計画の見直しが求められてきました。
- 見直しにあたっては、地方公共団体・住民及び関係事業者の行う事業や取り組みが互いに連携し、積極的に行われる計画とすることに留意しました。

計画対象範囲

- 活性化に向けた事業が、最大限に効力を發揮するものとなるよう、約50haの範囲の中心市街地として設定しました。



□ □ 中心市街地

計画期間

- 本計画の計画期間を、平成25年度～平成29年度の5年間と設定します。